

午後1時30分開会

○岩田委員長 ただいまから公共施設調査・整備特別委員会を開会いたします。着座にて進行させていただきます。

8月26日の議会運営委員会において、令和6年第2回定例会から試行実施している委員会のライブ中継、映像配信については、令和6年第3回定例会も引き続き試行実施し、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、その他の公式な会議は原則として対象とすることが確認されました。当委員会も本日からライブ中継、映像配信を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

で、傍聴者の方はいらっしゃらないんで、いいですね。はい。

日程に先立ちまして、人事異動のご報告です。9月11日付で、デジタル担当部長に財産管理担当課長事務取扱の発令がありました。名簿をご確認ください。

それでは、本日の日程をご確認ください。この日程のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。

日程1、陳情審査に入ります。当委員会に新たに陳情が送付されました。送付6-36、中・高生でもボール遊びができる場所を求める陳情書です。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、教育委員会のほうで子どもの遊び場事業をやってございますので、こちらの取組につきまして、ご参考としてご説明をさせていただきたいと思っております。

これまで、教育委員会として、子どもが外で伸び伸びと遊ぶことができます環境づくり、これを推進していくために、平成25年度から子どもの遊び場事業を行っているところでございます。それ以降、和泉公園でありますとか、また東郷公園などの区立公園、また国有地とか民有地、こんなところを活用させていただきながら、これまで整備を進めてまいりました。現在では、区内10か所におきまして事業を展開しております。

この遊び場事業につきましては、これまで数次にわたりまして、区民のニーズ調査などを行ってきてございます。その中でも、この新しく設置を求める声というのが非常に大きく、昨年度調査した調査におきまして、その声がさらに大きくなっている状況となっております。こうした現状に鑑みまして、現在も、この子どもの遊び場事業、新規整備に努めているところでございます。

昨今、夏の異常な暑さとかということによりまして遊び場が中止になってしまうことが多くなるような、そんなようなところが昨今の課題としてございますけれども、こうしたことも含めまして、今後も、この夏の暑さ対策というものも含めまして、引き続き遊び場の拡大を図っていくというふうに考えているところでございます。

遊び場事業の取組等につきましての、ご参考としてのご説明でございます。

以上でございます。

○岩田委員長 ありがとうございます。

委員の皆さんから執行機関に確認したい事項はございますか。えっ。いいですか。質問するの。

えごし委員。

○えごし委員 すみません。中・高生でもボール遊びができる場所を求める陳情書ということについてですので、今、説明も頂きましたけど、子どもの遊び場事業って、基本的には幼児と小学生というふうにホームページとかにも書かれてあるんですけども、やっぱり中学生が遊べる、また高校生でも遊べる場所というのは、本当に区内でも少ないと思います。私も、最近でも中学生のお子様から、本当に、ボール遊びに行ったけど、ちょっと注意されたという、中学生は遊ばないで、ということ言われたという声もお聞きしました。東郷公園とかでも、最近、あれですね、9月26日付でホームページにも載っていましたが、公園でもお知らせの紙が貼られていましたけれども、ボール遊びのルールということをまず再度しっかりと貼られてあって、そこはもう、完全にもう、対象者は小学生以下ということで、中学生以上は駄目ということで、これ、ボールはもう軟らかいもの限定で、硬いサッカーボールは駄目というのは書いてありましたけれども、そういうふうに明確に中学生以上は駄目というふうにも書かれてありました。こうなると、もう本当に中高生が遊べる場所はなくなってきているのかなと思うんですが、今のところ、区内で中高生がそういう遊びができるようなところというのはどのぐらいあるんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 遊び場事業の中での中学生の遊ぶ領域というところでございますけれども、ご指摘いただきましたように原則は主に小学生までのその対象ということでやらせてはいただいておりますけれども、ただ、中学生の方が遊びに来られて完全に断ってしまうかというのは、対応は、運用の面ではしていない状況もございます。原則的には今のところないような状況でございます。

○えごし委員 ないような状態。

今の遊び場事業では、中学生が来ても柔軟に対応という話がありましたけれども、やっぱり公園の遊び方として、そういうふうに中学生以上は駄目と、こう言われていたりすると、何ていうのか、周りの目とかも、やっぱり中学生が遊んでいると駄目だということもあると思いますし、中学生たちの思いとしても、あ、ここの公園はもう遊んじゃいけないんだなというふうに思ったりもされると思います。今回その、中学生が遊んじゃ駄目というのは東郷公園でのあれなので、ほかのところはまたちょっと違うのかもしれないんですけども、全体的にやっぱり中高生以上の皆さんも遊べる場所を何とかつくっていくというのは、ぜひ、やっぱり検討はしていただきたいと思います。まあ、検討しているけどなかなかという部分はあるかもしれないんですけども、していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。その検討の部分を、今、状況などがあれば教えてください。

○岩田委員長 はい。休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○岩田委員長 再開します。

道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい。一般的な意味合いで、中学生以上ですかね、ボール遊びができるところ、例えば我々が所管している公園などでというご質問かと思いますが、やはりボール遊び、例えばお子さん、小学生以下とか、あるいは小さいお子様が親御さんと遊ぶというところは、それほど危険性がないというところがありますけども、少なくともちょ

っと、中学生以上ということになりますと、かなり、球ですとかのスピード、それからちょっと大人数でやると、やっぱり他の利用者の危険になるというところがございますので、これは現状の公園のしつらえではなかなか難しいかなと。可能であればというところがございますけども、そういった、やっぱり専用のしつらえをしないと難しいかなというところがございます。

○岩田委員長 えごし委員。

○えごし委員 はい。というのは、小さいお子様を抱えておられる保護者の方からは、やっぱり危ないから分けてほしいという声もよくお聞きしますし、大きいお兄ちゃんとか中高生の方とかは分けてほしいというのも本当にお伺いするので、区の対応として、こう、いろいろ、区民の方の意見も聞きながらするというのは重々承知をしております。ただ、その上で、やっぱり中高生の場所も何とか確保できるよという上では、例えば中学校の校庭とかを使わせてもらって、まあ、部活とかも使われていてというのはあるんですけども、例えばちょっとこう、使える時間をちゃんと確保するとか、部活も全面使っているわけじゃないと思うんで、例えば一部をそういうふうに開放するとか、何かそういう形、あとは例えば大学のグラウンドとか、何かそういうほかの場所をちょっと時間的にお借りしてとかということも検討されていたりというのはするんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。中学校の校庭とか大学の場所での検討状況というところでございます。

中高生の居場所というところの面では、ちょっと学校の校庭の施設として貸し出す部分がございますりですとか、また、児童館の中高校生タイムなんかもあることはあるというところで、認識しています。ちょっと、活用という意味では、そうですね、こちらで、これまで遊び場をしてきた中で、直接中学校とかそういったところというところで、中高生専用というところの検討というかお話というのは直接していないところではありますけれども、大学につきましては、区内の日本大学とか、過去には当たらせていただいている経緯もございます。また、なかなか、ちょっと、実現にはちょっと至っていないところがありますけれども、確かに検討の俎上としては区内の大学を生かして活用する方策というのはございますし、国有地、民有地、都有地、全て併せて遊び場として適地であれば、そこはそういったところを活用していくということは、その考え方は持っているところがございます。

○えごし委員 大学とかだと、もしかしたら大学生にそうやって見てもらったりとか一緒にとかというのもできるかもしれませんし、この新しい場所をつくるというのは本当にやっぱりなかなか大変だろうなというのは、私も重々承知をしております。その中でも、様々、もう考えて検討もしていただいているということも分かるんですけども、やっぱり遊べる場所がないというのは切実な声で、こうやって陳情も出していると思っておりますので、また様々検討した上で、新しい視点からの確保の仕方というのもまた検討いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○小阿瀬子育て推進課長 ただいまのご要望を受け止めさせていただきますして、検討のほうを進めてまいりたいと思っております。

○岩田委員長 春山委員。

○春山委員 えごし委員の関連なんですけれども、ちょっと、なかなかすぐに実現という

か、やっていくのはすごく難しいと思うんですが、えごし委員のご指摘のように、やはり、常設の施設を造っていくって、すごくハードルが高いと思うんです。やっぱりそういうときにいろんなところの暫定、空いている低未利用地をどうやって暫定利用していくかということが多分すごく大事になってきている中で、子どもの中高生のボール遊びということじゃないんですけども、世田谷とかでも民有地のところを、ある一定の期間だけ、開発の前のところを全体でマネジメントするという形で、何でしたっけ、子どもたちが遊べる空間にしてみたりというので、それは暫定で半年間だけ利用できますというようなことをやってみたりとか、やはりそういう柔軟なマネジメントをしていくということがすごい大事だなと思っていて、例えば九段のこれから集合住宅が建つ九段南のところ、建設費の高騰もあって、なかなか、まだ着工も難しいという、広大な土地が空いているところとか、やっぱり、子どもたちが通ったら、あそこでボール遊びしたいとか、やっぱり思うわけですね。何かそういうエリアマネジメント的なものの第三者とのところも補完が必要になるのかもしれないんですけども、そういった空いている土地の暫定利用、民の土地も含めて、どうやって活用できるようにしていくかということも大事なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○藤本環境まちづくり部長 今、委員のご指摘のありました、まちづくりとかで一時的に暫定的に使えるような土地などありましたら、まさに今、とてもよい案かなと思いました。まちづくり、これからまだ進んでいきますので、その中でそういったところも視点に入れながら、少しでも中学生以上の方々が体を動かせるような場所を確保できないかということにも注視しながら、仕事のほうは進めていきたいというふうに考えています。

○春山委員 はい。ありがとうございます。本当に子どもの、昔の子どもたちって、別にそこが完全に整備されているグラウンドで、必ずしもサッカーをしなきゃいけない、野球をしなきゃいけないということではなかったと思うんですよね。だから、そういった意味で、そういう整備されるところも必要だけれども、そうじゃなくても使えて、安全の確保だけして使えるような空間というのを考えていくことも大事なかなと思います。

○岩田委員長 あの、実際、僕も、子どもの頃、本当はいけないんでしょうけども、空き地なんか、不法侵入になっちゃうんでしょうね、今だったらね。でも、そういうところで何かやったりとか、あと、裏路地とかでボールを蹴ったりとか、野球はできなくても軟らかいボールと軟らかいプラスチックのバットで野球もどきのようなことをしていたんで、何かできればとは思いますが、でも、さすがに中高生となると、小学生と比べてかなり体力もあって、まあ、ボールも飛距離が飛んで危険性も増すということを考えると、なかなかちょっとそれは難しいと。で、区もいろいろやっではいるけども、中高生のところまではちょっと難しいかなと。ただ、子どもの遊び場についてはいろいろやっではいるところですよ。はい。

ほかに何かございますでしょうか。

○えごし委員 すみません。陳情のところを書いてあるのであれなんですけれども、外濠グラウンドしか今のところなくて、料金もかなり負担です、と書かれてありました。これ、例えば、区民のお子さんだったら安くなるみたいなのというのは、今、あれはあったんでしょうか、この利用に関しての料金。そういうのは、所管が違うかな。

○千賀道路公園課長 ちょっと利用料金、利用に関しての手続は地域振興部のほうになる

んですけども管理している我々のほうで把握しているところでも、基本的にお子様だから減免というところはないというところがございます。

○えごし委員 すみません。ちょっと所管が違うというところであれなんですけれども、やっぱりこの陳情書にも、中高生にはちょっと高いんじゃないかという声もあるというところなので、そういう利用料についても、もし区民の方で遊べる場所もなくてというところもあるので、検討も頂けると、ありがたいかなと思います。

○千賀道路公園課長 頂いたご意見は所管のほうにも申し伝えておきたいと思います。

○えごし委員 お願いします。

○岩田委員長 ほかに。

○池田委員 今、外濠グラウンドの件が出たんですけれども、今、何ていうんでしょうかね、稼働率というのか、空いている時間とか曜日とかというのが、まあ、すぐにとは言わないんですけども、あるのではないのかなというふうにちょっと思ったんですけれども、実際、（発言する者あり）それは、丸一日というわけじゃないんですね。平日の何時から何時というところで、稼働率も含めて、空いている日、時間帯があるのではないのかなと思うんですけど、その辺りどんな把握をされていますか。

○千賀道路公園課長 その予約の手続も全て地域振興部のほうになるんですが、ちょっと、正確なことはちょっと——ではないんですけど、予約システム等を使っておるので、それで空き時間等が分かるかなというところがございます。すみません。ちょっと、正確ではないんですけども。

○池田委員 スポーツセンターでも、日曜日なんかは無料開放日というのが月に1回決められていて、区民の方でも、ふだんは料金がかかるんですけども、その日だけは無料で、アリーナですけどね、スポーツセンターの場合は使えるという日があるように、外濠グラウンドも、土日は皆さん使われるので無理なんですけど、平日の3時から5時までとか、そういうところで固定するような、かどうかはまだ別としても、区民に対しての開放日というのを、どうなんでしょうね、検討する余地があるのかどうかはいかがでしょうか。

○小川子ども部長 現状で、子どもの遊び場として、水曜日ということで年間30回位程度なんですけれども、2時から4時ということで、現状で開放していることもございます。

○池田委員 今、部長が言ったのは、外濠の遊び場の、狭いほうなんですよね。人工芝があって、グラウンドではなく、グラウンドから少し離れた、（発言する者あり）スタンドの奥のほうなんです、市ヶ谷寄りの。あそこはあくまで遊び場事業の中の一環ですから、（発言する者あり）なので、全体、グラウンド全体という意味では、まあ、1クール、2時間単位でも無料開放できるようなことが可能であればご検討いただきたいんですけども、いかがでしょう。

○小阿瀬子育て推進課長 今、外濠グラウンドのほうは、一応、全面開放を、遊び場事業の開催、水曜日の2時—4時につきましては全面で開放させていただいているところがございます。

○池田委員 そこについては先ほどえごし委員も言いましたけども小学生までで、プレーリーダーがいるのかな、あそこの外濠は。なので、中高生が行ったときにはまず断られますし、実際にそこに置いてある用具というのも、そんなに硬くない、軟らかいボールだったり、カラーバットだったりというんでしょうから、その程度だと思います。で、今ここ

の陳情者については、トスバッティングができるぐらいというところなので、かなりのスペースや広さが必要なのかなと思いますから、そのところはつくって終わり、区切らないといけないのかなと思いますので、改めて検討の余地があるのであれば、またお答えいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。そうですね、ご指摘いただきましたように、やはり中高生になりますと、そういった硬い、バット、ボールなんかも使用しているところもあると思いますので、何かその区分けとかそういったことも今後検討の中に含めて、こういった遊び場事業を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○岩田委員長 池田委員、僕、ちょっとイメージとして、トスバッティングって、壁にネットがあって、そこに向かって打つ感じなのかなと思ったんですけど、やっぱり広い土地とかって必要な感じですかね。

池田委員。

○池田委員 それぞれやり方はあると思います。（発言する者あり）テニスの壁打ちもそうでしょうけど、相手が向こうにあれば、やり取りは1人でできますけど、トスバッティングの場合は、思いっきり打ちたい場合はどこまで飛んでいったかというのを、子どもたちは、やはり距離を飛ばしたい子はいますから。はい。先にネットがあって終わりというわけに、ゴルフの打ちっ放しとはまた違うイメージでしょうし、あんまりネットに引っかからないで思いっきり打ちたいんじゃないのかなというのが、今この陳情からは受け止められたんですけども。

○岩田委員長 そうでしたか。すみません、失礼しました。ちょっと、そういうのをやったことがなかったんで。ごめんなさい。

環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 ここに野球でトスバッティングと書いてありますので、一般にトスバッティングというと、野球部にいた者からすると、（発言する者あり）2人で投げて、こう、2人でやるんですけども、1人が投げて、1人、打つほうがワンバウンドで返すという、練習の前にやる練習でして、大体うまい人であれば、50回やれば50回、相手に返すのが普通なんですけども、ただ、行かない場合もあって、あっちに行っちゃったりしちゃう場合もあるので、普通はこのぐらいのスペースでいいんですけど、やっぱり安全を考えると、少し広いところで、野球の専用のところで野球の練習をしている人たちがやるところでやらないと、なかなか難しいかなというふうに思います。

○岩田委員長 ああ、なるほど。詳しい説明、ありがとうございます。（発言する者あり）いや、ちょっと状況が分からなかったもので、トスバッティングというと、何か僕のイメージではネットに向かって打つのかなと思っていたんで、狭くてもいけるのかなと思ったんですけど、そうじゃないんですね。ある程度の広さは必要ということなんですね。

○藤本環境まちづくり部長 それはティーバッティング……

○岩田委員長 あ、それはティーバッティングですか。すみません。失礼いたしました。ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 特にございませぬ。

はい。じゃあ、ほかになければ、この取扱いというのはいかがされますでしょうか。

はい。じゃあ、一旦休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時56分再開

○岩田委員長 再開いたします。

では、今、休憩中に皆様からのご意見を賜りました。この遊び場については、新しく場所を求めるのか、既存のところでもやり方を変えるのか、いろいろ、区としてもこれから検討していくということで議論を終了いたしまして、この議事録をもって陳情者にお返ししたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、中・高生でもボール遊びができる場所を求める陳情書につきましては、これで終了いたします。

日程1、陳情審査を終了いたします。

次に、日程2、報告事項に入ります。1、夏休み期間中の小学校体育館開放事業についてです。これは先日の文教福祉委員会において報告された事項ですが、当委員会所管事務である子どもの遊び場に関する内容であることから、西岡委員長の了解を得て、当委員会でも報告してもらおうものです。

それでは、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。夏休み期間中の小学校の体育館開放事業ということで、こちらは1番の目的のほうに記載してございますが、7月末というか、もう7月頃から、もう暑さ指数が31を超えており、熱中症のアラート警報がほぼほぼ毎日発令されている状況でございました。公園や学校の校庭をはじめとした屋外においては、この猛暑の中で子どもたちが体を動かして遊ぶには、熱中症などの懸念があり、なかなかちょっと、体を使った遊ぶといったところが難しいといったところを今回考えまして、夏休み期間中に区立の小学校の体育館を利用して、冷房の効いた快適な環境で体を動かす場を提供することを目的としております。

2番の実施日時でございますが、ちょっと、思いついたのが少し遅かったため、すみません、8月の8日から30日の平日、また、学校の活動していない、夏でも、学童クラブであったり、また、こども園や幼保一体施設などは体育館を利用しておりますので、そういったところについては利用の妨げにならないように考えて、今回9時から午前10時半までというふうにさせていただきました。また、夏、工事がある学校については今回避けさせていただいて、開放のほうをさせていただきました。後ほど、裏面のほうの実施日、また実績をご覧いただければと思います。

3の実施場所でございますが、今回は4校でやらせていただきました。九段小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、昌平小学校の体育館を利用させていただきました。

対象につきましては、今回試行ということで、小学1年生から6年生を対象とさせていただきました。また、下の米印でございますが、8月8日から16日までは保護者同伴を利用条件とさせていただきましたが、19日以降は利用条件を緩和し、小学校4年生から6年生は児童のみで利用可能とさせていただきました。ちなみに、なぜ小学校4年生からというところでございますが、学校のプールのほうの開放も、小学校4年生以上は保護者の同伴は不要といったところと合わせていただきました。

裏面をご覧ください。裏面の表でございますが、1日、ちょっと台風で中止をさせていただきましたが、トータルで、お子さんについては109名、保護者の方々は38名ということで、147名の方にご利用いただいたというところでございます。

説明は以上です。

○岩田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。ございませんか。

○春山委員 今年も本当に猛暑が続いて、こういった、そんな中で子どもたちの遊べる場所というのを臨機応変に提供していただいたことは、すごく、多くの子どもたちなり親御さんにとってよかったのではないかと思います。

なんですが、ちょっとお伺いしたいんですけども、今後この夏の暑さというのが気候変動の中でももう避けられない中、こういった室内での冷房の効いた空間での遊びというのももちろん大事だと思うんですけども、やっぱり子どもたちにとって外での遊びというのは、やっぱり身体の発達においても、いろんな環境においても、子どもたちにとってとても大事だと思うんですけど、こういった、区のほうで今後のこの暑さの中での子どもたちの外遊びというのはどういうふうに検討されていくのか、対策も含めてどう考えなのかをお伺いさせてください。

○加藤子ども総務課長 今回この事業を考えたのが、そもそもこの暑さ指数では外では遊べないという形の通知を送っておりますので、そういったことも考えたといったところもありますし、もう一つ、今、先ほど来お話のある子どもの遊び場事業、やはり暑さ指数、これだけ高いと、全部、基本的にはこの31を超えると中止になっているということで、外での遊びがこの期間はちょっとかなり厳しいなといったところもあります。学校のほうはプールの授業等で行っておりますが、やっぱり外遊びも基本的には学校のほうもさせていないといったところもございます。というところを考えまして、この期間、別にこの期間以外は外遊び、全然していただいていいと思うんですが、遊べる空間がやはりなかなかないという中で考えたのが、今回、体育館の開放といったところでございます。外での遊びを否定するものではございません。

○春山委員 もちろん、その31度以上のところは遊べないということを理解した上での質問をさせていただいているんですけども、1点、7月、2点ありまして、この子どもの遊びを、夏はどう考えるかというのをいろいろ検討されている自治体というか、NPO法人とかいろいろある中で、一つは、大妻の大学が7月の20日の本当に暑い日に、大妻みちあそびという形で、水遊びを、保育科の学生たちが主体となって、学校、ここは地域連携のプログラムの中で、すごいにぎわいだったんです、水遊び。で、道路空間を閉鎖してというのもすごくにぎわっていたので、そういう、区内にある大学の保育科などとも連携して、そういったようなプログラムを行政としてサポートして、もう少し遊べる機会を増やしていくということも検討できるのではないのかなというふうに個人的に思うのと。

あと、もう一つ、今年の夏に善福寺公園でこかげハウスという実証実験があって、これ、もうデータも出ているんですけども、公園の中にすごいおしゃれな白いテントを張って、善福寺公園の中で、砂場の上とかにも覆う形にして、で、その暑さ指数がどうだったかというのと、あと利用者の方々の反応みたいなのが測られたんで、やっぱりその、二十五、六度まで、砂場も下がると。表面温度は15度も下がったそうなんです。そういう、なか



なか行政主体でやるのは難しいかもしれないんですけども、そういう暑さの中でどうやって子どもたちが少しでも遊べる空間を増やしていくかという、いろんな実証実験も始まっているので、そういったことも検討なり研究なりしていただきたいなと思います。

○小阿瀬子育て推進課長 ご意見いただきましたように、やっぱり様々な遊びがあるということ、理想なところだと思います。また、夏の暑さの中でも、そういう遊び方の工夫によって、子どもたちが遊べる環境、大切だと思います。

今、いろんな、区だけでやるのではなくて、そういう民間のところと手を組んでやるということも、やはりそういう手法という意味でも、いろんな方法があっというふうにも思っているところがございます。どういうことができるのかというのはあるかとは思いますが、遊び場事業としてどういうことができるのか、今後も研究してまいりたいというふうにも思っているところがございます。

○岩田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 はい。これ、暑い中の施行ということだったと思うんですけども、多分大変好評だったことから、別にこの暑い中だけじゃなくて、全天候に対応できる遊び場としては、多分、通年を通してニーズがあるんだろうと思いますし、そういう要望も出ていると思うんですけども、体育館で体を動かして、子どもは一定の広さがあれば遊んでくれるんですけども、その全天候型で遊べるということで、例えばボルダリングですとか、何かこう、登るための棒みたいなものとか、とにかく屋内で遊べる遊具というのを、常設のものをもう少し、何か、常に通年を通してできるような方向で、しっかりとこれを、試行ではなくて、普通の一般の事業として、ぜひ進めてもらえればと思うんですけども、そこはご検討とかは、特に何か全天候型の遊び場ということは結構本会議でも質問があったと思うんですけども、それは多分今回これがまず施行ということになるんじゃないかなと思うんですよ。で、広場でプレーリーダーがあって、ちょっとした遊ぶものを持つだけではなくて、その体育館の中にちょっと遊ぶためのハードをもうちょっと整備してあげることによって、さらにこの屋内での遊びという、もちろん屋外で行けるときは行った方がいいと思うんですけども、進められるんじゃないかと思うんですけども、その全天候型の遊び場については前向きに検討はされているんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 前の春山委員の質問ともかぶるのかもしれませんが、やはりいろんな遊びがあって、これまで外遊びの充実というところでやってきている経緯もございまして、やはり遊びの対応も、室内の遊び、全天候型、まあ、夏もそうですけれども、そういったところで遊べるのが理想かと思っております。なので、室内の部分で遊べるスペース、一定程度の広さが恐らく必要になるんだろうとは思いますが、そういった機会、チャンスがあって、そういうような状況が、区でもチャンスがあれば、それでボルダリングとか、室内遊びに適するような場所であれば、そこら辺はそういう遊び場として、検討の俎上に上げていきたいなというふうには考えているところがございます。

○岩田委員長 はい。ほかにもございますか。

○春山委員 違うんですけど、はい、委員長、すみません。

この夏の子どもの遊びからちょっと離れるんですけども、この夏の間、なかなか外出が皆さんできなくなっている中で、子どもの遊びだけじゃなくて、高齢者の方も、普通

の方々も、やっぱり、外で全く過ごせないという状況の多い日の中、前もちょっとご質問、ここでさせていただいたのか分からないんですが、いろんなところでパークPFI型の形で民間と連携して、公園なり公共空間のところに民間事業者が入って、その売上をマネジメント施設の運営なり管理なりに充てていく、芝生の養生なりに充てていくという手法がいろんなところで取られていて、千代田区の公園、児童遊園は狭いということと、本当に子どもの遊び場を拡充しなきゃいけないというところで、なかなかそのパークPFIというのは、検討されてきていないのかなというふうに思うんですが、そうはいても、区の公園だけじゃない、例えばイギリス大使館の跡地のところにカフェがあったら、暑い日でもちょっと皆さんでお茶できたりするのにとかという声がすごく多く私のところには寄せられていて、そういった区有地、区の公園じゃないところも利活用しながら、パークPFI的なものを活用して、多くの人々が外でそれこそ過ごせるような公共空間の使い方というのを検討されたほうがいいんじゃないのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。カフェが全然ないんだもん。

○岩田委員長 休憩します。

午後2時09分休憩

午後2時11分再開

○岩田委員長 再開します。

環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 はい。この夏の酷暑ですけれども、温暖化がやはりもう非常に激甚化している中で、やはり来年以降も同じような、もっとひどくなるようなことかも、なるかもしれないということを考えると、やはり今までのようなやり方、同じようなやり方ではなかなか、このままですと、本当に区民の方々を外に出れないことばかりになってしまうかもしれませんので、やはり高齢者の方とか幼児の方とか、外へ出ていただけるようにするには、今、委員ご指摘のような新しい取組というものをいろいろしていかなければいけないかなというふうに考えております。環境まちづくり部だけでなく関係部署とも話をしながら、こういった、今のご指摘を踏まえながら、いろんなことも検討していく必要があるというふうに認識をしております。

○岩田委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 なし。はい。

それでは、夏休み期間中の小学校体育館開放事業について、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。では、質疑を終了します。

日程2、報告事項を終わります。

次に、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 執行機関から何かございますか。（発言する者あり） ございません。はい。では、最後に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえど

も当委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、公共施設調査・整備特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時13分閉会